

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会  
「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」に関する論点

平成 27 年 2 月 9 日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

## 1. これまでの検証・評価・企画・委員会におけるアーカイブに関する主な意見

### (総論)

- ・個々の機関においてアーカイブの充実を図ることも重要だが、全体像についてどこが中心に進めていくのかが分からない。海外展開や地方創生も視野に入れ、どのように全体構築するかを検討すべき。
- ・民間の取組に対して国の看板を与えるなど、既存の民間アーカイブにコンテンツが集まりやすくなるような仕組み作りを加速化すべき。
- ・アーカイブを経済効果のある取組に落とし込むこととそのタイミングが重要。

### (アーカイブの整備・拡充)

- ・アーカイブの整備について、少ない予算で実効的にできるよう、孤児著作物を含めて権利処理の体制を作ることが重要。
- ・すべての権利者の許諾を取り、それが難しい場合は文化庁長官の裁定制度を使う、という方法ですとやっていくのは無理がある。ある程度のところで事前の権利処理は止め、あとは事後に著作権者から申し出があった場合に処理をする、というようなどころまでいかないと、デジタルアーカイブは成立しない。
- ・ゲームや放送コンテンツなど資料の滅失が懸念される分野について、民間の活動も含め支援が必要。
- ・アーキビストの重要性というのは世界的にも言及されているところ、政府としても積極的に人財育成に取り組んでほしい。

### (アーカイブの利活用促進)

- ・一つのサイトで一元的に検索できるような大きな体系がないと利活用が進まない。
- ・英語での発信強化など、日本国内だけでなく海外での利活用促進も検討が必要。
- ・海外アーカイブとの連携、アーカイブに蓄積された情報のローカライズ、国産アーカイブシステムの海外展開等を検討すべき。
- ・アーカイブシステムをどうすれば利活用できるかということからユーザ視点で考えなければならない。
- ・権利者が誰なのかを付随して提供すれば、海外からの日本のコンテンツの利用につながる。

## 2. 検討すべき主な論点

### (第1回アーカイブ集中討議で扱う論点)

- 議論の対象とする資料の分野・範囲や、取組の優先順位についてどのように考えるか。

(例)

- ① 美術品・博物館収蔵品、公文書、歴史資料、図書等、これまで公的MLA(※)が中心となって収蔵してきた文化的・歴史的資料

- ② 放送番組、映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ分野の資料等

※ Museum(博物館), Library(図書館), Archive(文書館)の総称

- デジタルアーカイブの方向性として、どのような仕組みを目指すのか。

(例)

- ① 博物館、図書館、公文書館等の分野を横断的に検索可能なポータルサイトの構築を目指す。

- ② 博物館、図書館、公文書館といった分野ごとに、独立したアーカイブシステムを目指す。

- アーカイブの充実に向けた政府等の役割・体制をどのように考えるか。

- 国及び関係機関(独法等)以外の主体(民間、地方公共団体)が保有している資料のデジタル・データとの連携をどのように進めるか。

- 民間企業がデジタルアーカイブ化し、有償で提供している資料との連携についてどのように考えるか。

(例)

- ① 有償で流通している資料については、所在情報等、無償で公開・提供可能な範囲に限って公的アーカイブへの連携を奨励する。

- ② 有償で流通している資料については、民間独自の取組を尊重し、基本的に公的アーカイブの連携対象とはしない。

- アーカイブされたデジタル化資料の利活用の実態を踏まえ、どのような取組を進めていくことが有効か。

-出版物への掲載など、画像データそのものの利活用(商業・非商用含む)に向けた課題

-博物館等の存在を国内外に発信し、訪問に向けた関心を惹起するための課題

-郷土資料等を基にした教育活動や創作活動等を行いやすくするための課題

**(参考：第2回集中討議で扱う論点案)**

- 地方の図書館など特定のアーカイブ機関でしか収蔵していないような希少資料等について、保存のためのデジタル化や、他のアーカイブ機関との資料等の共有をどのように進めるか。
- アーカイブ機関において、孤児著作物のデジタル化やネット発信をするための権利処理を円滑にするルール作りについて、どのような方策が考えられるか。
- デジタル化に取り組んでいない公的な博物館・図書館等に対し、デジタル化等の取組を促進していくためには何が必要か。
- 資料の滅失が懸念される分野（ゲーム、放送コンテンツ等）についてどのように考えるか。